

(R6.3.19)

島根県土木総務課建設産業対策室 奥村・高橋
TEL:0852-22-5388 FAX:0852-22-5782

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(有)村上建設 知事 第7843号	村上 誠	島根県鹿足郡吉賀町立戸 423-1	令和 6年3月20日から 令和 6年4月 2日まで (2週間)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

(有)村上建設は、島根県益田県土整備事務所が発注した「令和4年度(補正)復旧治山事業田丸地区工事」において、元請業者として工事に携わった。令和5年11月2日、鹿足郡吉賀町真田地内において谷止工の足場及び型枠の解体作業を行っていたところ、水表側で作業していた作業員が手摺の撤去作業中に移動のため、安全帯のフックを掛け替えようとした際にバランスを崩し、足場(H=6.0m)から地面に墜落し負傷(腰椎椎体骨折)する事故を発生させた。

益田労働基準監督署は同社に対し、要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講じなかった等として、労働安全衛生法第20条第1項等に違反するとして、令和5年12月25日に是正勧告を行った。

4. 指名停止措置理由等

(有)村上建設が、益田労働基準監督署からは是正勧告を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第1第7号に該当する。

なお、指名停止措置期間は2週間とする。

〈指名停止措置要綱 別表第1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4ヵ月以内 (故意又は重過失の場合、 1ヵ月以上)